

令和5年度教育・保育施設利用料（保育料）

（単位：円）

（参考）国基準の保育料

【保育認定】階層区分		2号認定（3歳児以上）		3号認定（0,1,2歳児）	
		保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間
第1階層	生活保護世帯等（※）	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3-1階層	市町村民税所得割非課税	0円	0円	0円	0円
第3-2階層	市町村民税所得割課税額	0円	0円	7,200円	7,200円
第3-3階層		48,600円未満	0円	15,400円	15,600円
第4-1階層		48,600円以上77,101円未満	0円	7,200円	7,200円
第4-2階層		48,600円以上57,700円未満	0円	19,500円	19,800円
第4-3階層		48,600円以上77,101円未満	0円	23,600円	24,000円
第4-4階層		77,101円以上97,000円未満	0円	29,300円	29,800円
第5-1階層		97,000円以上133,000円未満	0円	35,100円	35,600円
第5-2階層		133,000円以上169,000円未満	0円	41,500円	42,200円
第6-1階層		169,000円以上235,000円未満	0円	48,000円	48,800円
第6-2階層		235,000円以上301,000円未満	0円	63,000円	64,000円
第7階層		301,000円以上397,000円未満	0円	81,900円	83,200円
第8階層		397,000円以上	0円		

国基準と比較した 市独自の 減免割合		
保育短時間	保育標準時間	
0円	0円	-
9,000円	9,000円	10割
19,300円	19,500円	10割
9,000円	9,000円	2割
19,300円	19,500円	2割
9,000円	9,000円	2割
29,600円	30,000円	3.5割
		2割
43,900円	44,500円	3.5割
		2割
60,100円	61,000円	3割
		2割
78,800円	80,000円	2割
102,400円	104,000円	2割

【教育認定】階層区分		1号認定（幼児教育のみ）
第1階層	生活保護世帯等（※）	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯及び均等割のみの世帯	0円
第3-1階層	所得割課税額	0円
第3-2階層	77,100円以下	0円
第4階層	77,101円以上211,200円以下	0円
第5階層	211,201円以上	0円

（※）生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

※税額は、父母の合算額となります。父母以外の家族が主たる生計者の場合は、生計主の税額を合算します。

◆要保護世帯とは… ひとり親世帯。障害者（児）、特別児童扶養手当支給対象児、障害基礎年金受給者のいる世帯

◆多子世帯の負担額軽減

区 分	負担額	対象階層	3号認定
2人目	半額	6階層以上	小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園を同時に利用する場合
3人目以降	0円		

◆要保護世帯等は、子どもの年齢にかかわらず2人目以降は0円です。

◆3号認定の3-3階層及び4-2階層から5-2階層までの世帯で、子どもの年齢にかかわらず2人目以降は0円です。

◆令和5年4月～8月分の保育料は、令和4年度の町民税（所得割）の額により階層を決定します。

◆令和5年9月～翌年8月までの保育料は、令和5年度の町民税（所得割）の額により階層を決定します。

◆保育料の額は、国の基準額又は保育単価の改定に合わせ、見直しします。

◆申告等で町民税が減額になる場合は、保健福祉課子育て支援班にお知らせください。

